

## 【会議記録－平成30年10月15日－201801015－5－議会改革検討会議】

1 開催日時 平成30年10月15日（月）14時00分～14時10分

2 開催場所 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員（出席者数：委員10人のうち10人出席）

座長 嶋村ただし

委員 加藤元弥、渡辺紀之、川崎修平、松本清、赤野たかし、渡辺ひとし、  
さとう知一、楠梨恵子、君嶋ちか子

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、

管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、経理課長 小泉純一、

参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一郎

4 議事

委員会傍聴の取扱いについて

5 会議記録

（嶋村座長）

ただ今から議会改革検討会議を開会いたします。

本日の議題は、「委員会傍聴の取扱いについて」であります。

これにつきましては、団長会において、議長から協議を依頼されたところではありますが、本職に対して、次のような話がありました。

委員会傍聴の取扱いについては、委員会条例の規定に基づき、委員会の開会後に、委員会に諮り、これを決めて、傍聴を認める運用を行っております。

また、今定例会から、委員会のインターネット中継が試行として開始されており、インターネット上では、特段の手続を要せず、審査状況を見ることができており、そういった点からも、一定の整理が必要であろうと思えます。

そして、「開かれた議会」という観点からは、より県民に身近な議会として、委員会傍聴に際して、さらなる利便性の向上も必要ではないかと考えております。

そこで、公開性を今まで以上に高める取組みについて、どのようなことが可能か、検討いただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

そこで、これにつきまして、効率的に協議を行うため、本職において、予め、資料を調整させましたので、議会局に説明させます。

※議会局資料説明（参事兼議事課長）

（嶋村座長）

それでは、ただいまの説明について、何かあればどうぞ。

（加藤委員）

ただいま議会局より委員会傍聴の取扱いについて説明がありましたが、検討を行うにあたって確認とお願いしたいことがあります。

まず、委員会傍聴について、これまでどのような検討がなされてきたのかを確認したいと思います。

また、お示しいただきました資料によれば、原則公開としている議会が大半を占めて

いるようです。しかし、委員会室、設備面等の状況も各議会様々であり、原則公開といいましても、その運用は様々であると思われます。

そこで、本件を検討するにあたっては、類似県を中心に、参考となるような都道府県議会の傍聴の取扱いについて、秩序保持の運用状況の調査を議会局にお願いし、その結果を踏まえた上で検討すべきと考えますので、座長よろしくお取り計らい願います。

(嶋村座長)

他にございますでしょうか。

(霜尾参事兼議事課長)

座長。

(嶋村座長)

霜尾参事兼議事課長。

(霜尾参事兼議事課長)

ただいま、加藤委員からご発言がありました、これまでの本県議会の委員会の傍聴の取扱いについての検討状況について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

委員会傍聴につきましては、平成8年にまず特別委員会で傍聴を認める運用を始めたということがスタートになってございます。

それまでは、委員会の傍聴は、原則として認めていなかったということございます。

その後、常任委員会につきましては、平成15年6月の定例会から傍聴を認める運用を開始しました。その当時の傍聴定員につきましては、常任委員会、特別委員会ともに6人ございましたが、平成16年に委員会傍聴取扱要領を改正し、常任委員会、特別委員会ともに8人にしたところございます。

その後、平成18年からは、それまでは基本的に朝だけだった傍聴受付時間を、弾力的な運用を開始するということで、午前と午後の2回、受付するという形をとりました。

これは、なぜこのような2回の形をとったかといいますと、本県は、基本的に、先ほど説明しましたとおり、委員会に諮って決めるということございますので、基本的に開会時と昼の休憩時にその時間内に傍聴について諮る機会を設けるということで午前と午後の2回に受付の時間を設ける、それも傍聴定員があり、抽選になる可能性もございますので、まず午前中につきましては、午前10時に一旦締切りをして、その時点で8人を超えている場合は当然抽選になるわけございますけれども、8人に満たない場合につきましては、委員会開会ぎりぎりの10時20分まで随時先着順に受け付けるという形で運用してございまして、午後につきましては、基本的には12時30分に締め切り、12時50分まで先着順で、席に残りがある場合には受け付ける、という形をとってございまして、その受付方法は、現在も同様の形で行わせていただいております。

その後、8人だった傍聴人数につきましては、平成22年、会期の見直しを行った大幅な議会改革を行った年に、傍聴定員を8人から現在の16人までに増やしたという経緯ございます。経緯につきましては以上ございます。

(嶋村座長)

ただいま、議会局から本県の委員会傍聴についての経緯を説明していただいたところございますが、これにつきましては以上でよろしいでしょうか。

(特になし)

(嶋村座長)

それでは、今後でございますが、自民党からございました、類似県を中心に参考となるような都道府県議会の傍聴の取扱いについて、特に、秩序保持の運用状況の調査を議会局をお願いをし、その結果を踏まえて検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(嶋村座長)

それでは、これにつきまして、改めて協議いたしたいと思いますが、「委員会傍聴の取扱い」に係る本日の協議につきましては、各会派においてご報告をいただき、何か特別なご意見がございましたら、本職あてにご報告いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の議会改革検討会議につきましては、本職より改めて通知をいたしますが、議会日程を考慮し、概ね、11月下旬以降を目途に、本会議開催日を利用しての開催を調整してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(君嶋委員)

すみません、この意見を持ち寄って提出をするのはいつまでという時期はおっしゃいましたでしょうか。

(嶋村座長)

時期はいつておりませんが、11月下旬以降に当会議を開催する予定でありますので、それまでにご意見があればお申し出いただきたい、ということです。よろしいでしょうか。

(君嶋委員)

はい。

(嶋村座長)

それでは、以上で議会改革検討会議を閉会いたします。ご苦労様でした。

以 上